

令和元年12月定例総会

令和元年12月4日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第9回土佐清水市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月4日(水)16時00分から16時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (10人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	4番	橘 なぎさ
推進委員	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

	3番	山本 美加
	1番	池田 克彦

5. 議事日程

議案第1号	農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第2号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第4号	非農地証明の審議について
議案第5号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、12月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。

本日は、山本委員・池田委員の2名より欠席の連絡を受けています。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について 2件

議案第4号 非農地証明の審議について 2件

議案第5号 その他の件

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

4番 橘委員

1番 黒原委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

それでは

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

事務局からの説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第1号農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について、ご説明いたします。議案書2ページをお願いします。

貸人の氏名及び住所は議案書に記載のとおり、借人は、農地中間管理機構である高知県農業公社です。2筆のうち、1筆ずつ転貸されており、転借人は宗呂地区の担い手で、それぞれ記載のとおりとなっております。土地の所在は記載のとおりで、642㎡の田、550㎡の田、2筆合計1,192㎡となっております。

3ページの位置図も併せてご覧ください。合意解約の理由としましては、農地中間管理事業により利用権設定を行っていたが、地権者より土地の売却の希望があったため、耕作者と地権者と農地中間管理機構の三者協議により合意解約に至りました。解約後は、地元の農業者が購入して耕作する予定で調整がついており、今回の議案第3号により所有権移転の審議を行うこととなっております。

報告は以上です。

議長 以上で報告が終わりました。何か質問等ありませんか。
ないようでしたら、本件は報告事項ですので、次の議題に移りたいと思います。
よろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、次の議案に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
担当者の説明を求めます。

農業係
(出口) 議案書別冊及び、議案書本体の方の4ページをお願いします。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について 申請番号
1-47～68までについて、ご説明いたします。
今回の内容としましては、下益野地区で、担い手との間で農地中間管理権の設
定を予定しており、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で利用権の
設定を行うものとなります。
整理番号1-59の面積 1,713㎡と992㎡は、宗呂地区の〇〇さんを予定して
おりまして、それ以外の農地は農事組合法人三崎を予定しております。
借受人は全て公益財団法人農業公社となります。認定所在地は記載のとおりで
す。合計で38筆、53,893㎡となります。始期につきましては2019年12月11日
から、終期は2029年12月10日までの10年間となっております。
作物については、すべて水稲となっております。
賃料については、10a当り5,000円となります。賃料の支払い方法は、口座振
込となっております。
議案書別冊の1ページ目及び、議案書の4ページに航空写真と位置図を添付し
ております。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員 特にございませぬ。
場所は、今休校の旧益野小学校から浜益野集落の橋の入り口までです。結構
長い距離、浜益野も含まれております。以上です。

議長 以上で議案についての説明が終わりました。何か質問のある方おりませんか。
何かありませんか。

岡崎委員 はい、事務局に賛成です。是非、作ってもらいたいと思います。

議長

他にありませんか。推進委員さん何かないですか。

推進委員

ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて

議案第3号 農地法第3条の許可の審議について
事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第3号 農地法第3条の許可の審議について 譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。

議案書は5ページから12ページとなります。まずは5ページをお願いします。

申請番号6番 譲渡人の住所氏名は議案書に記載のとおりで、62歳、建築業。譲受人の住所氏名は記載のとおりで、年齢42歳、職業は農業及び建築業です。事由は贈与による所有権移転となっております。土地の表示は記載のとおりで、地目は畑、面積が694㎡です。譲受人の耕作状況は、田が3,193㎡、今回の申請地を合わせて合計3,877㎡となります。

農作業従事日数は155日、農機具の保有状況は議案書に記載のとおりです。

6ページの位置図及び7ページの現地写真をご確認ください。申請地は、登記地目は畑となっていますが、7ページの写真を見ていただきますと、約半分を水田として、残り半分を育苗や露地野菜等の畑として使用しています。田と畑の間が段差になっているようです。

8ページの調書をご確認ください。農地法第3条所有権移転の不許可の要件について、全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しない、農業生産法人以外の法人については個人のため該当しません。信託については、信託ではないため該当しない、農作業常時従事については、譲受人は、経営農地及び本件により権利を取得する農地について、必要な農作業に従事するものと見込まれるため該当しない、下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、本市の下限面積30aを超えるため該当しない、転貸禁止については、申請地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当しない、地域調和については、当該地周辺は畑作や果樹の栽培が行われてますが、これまでも本件の譲受人が、申請地を家族で水稻栽培と畑作により利用しており、今後も同様に

管理するため、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられます。

続きまして、9ページ以降の農地法第3条の規定による許可の審議について②を続けて説明させていただきます。

申請番号7番、譲渡人は、先ほど議案第1号によりご報告しました、利用権の合意解約をした地権者となっております。譲受人は今ほどご説明しました、3条の譲受人と同一の方です。事由は売買による所有権移転です。土地の所在は記載のとおり、先ほど合意解約を報告した2筆に加え、799㎡の田を含めての売買で、3筆、対価は30万円となっております。

土地の利用状況は今回の申請地1,991㎡を含めて5,184㎡となります。申請番号6番の694㎡を加えますと、5,878㎡になる予定です。

申請番号6と同じ部分については割愛させていただきます。

続いて10ページの位置図をご確認ください。

申請地は航空写真にお示した3筆となっております。11ページには現在の申請の申請地の写真を掲載しております。

続いて12ページの調書をご覧ください。

申請番号6番と調査内容についてはほとんど重複しますので割愛しますが、一番下の地域調和については、当該地の周辺地域は水稻作地域であり、これまでも当該地では水稻栽培が行われており、今後も同様に管理をしていくため、近隣農地に支障は生じないものと考えられますので、該当しないと判断しております。

以上、本申請(申請番号6及び7)につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば申し上げます。

岡崎委員

事務局の説明のとおりです。

申請番号6番については、譲渡人は大阪の方にずっとおりますので、こちらの農地は地元における甥に、全部譲るということで今回申請がありました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、申請番号7ですが、これも先ほど事務局の説明のとおりで、地元の方が持っておったがですが、どうしても売買したいということで、譲受人が話をして購入していただきました。審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

以上で議案書についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かありませんか。

委員

ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて

議案第4号 非農地証明の審議について①

事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号 非農地証明の審議について①をご説明いたします。

議案書13ページをお願いします。

申請番号18、申請人及び土地の所在地番は記載のとおりです。地目は3筆すべて田、面積は813㎡、555㎡、148㎡合計1,516㎡です。申請日が変換ミスでH31となっていますが、令和元年11月19日です。

13ページ下部に位置図を掲載しております。現地は宗呂坂井の県道沿いに位置しております。現況は14ページの写真をご覧ください。

地番161-3につきましては、平成11年に住宅を建築し、現在に至っております。166、及び167-3については、植林され林地化しており、ともに転用行為から20年以上が経過して、現況からも農地復旧は困難であると思われれます。市の非農地基準に照らしても非農地証明の交付は妥当と判断しますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

事務局の説明のとおりです。現地はすでに20年前に家を建てておまして、その隣についても植林をして木を植えております。もう、農地に普及することは不可能だと思いますので、審議よろしくお願いします。

議長

以上で議案書についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

横山委員

岡崎委員の言うように、もう家も建っておることですし、その隣もほとんど農地として復旧が不可能だと思います。よって、賛成で良いのではないのでしょうか。

議長

他に何かありませんか。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について① をおはかりします。
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって本件は議案のとおり承認することとします。

それでは、次に

議案第4号 非農地証明の審議について②
事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号 非農地証明の審議について②をご説明いたします。
議案書15ページをお願いします。

申請番号19番、申請人及び土地の所在地番は議案書に記載のとおりです。地目は畑、面積は198㎡、申請日は令和元年11月20日です。

15ページ下部の位置図をご確認ください。申請地は下川口の集落内にあります。

16ページを見ていただきますと、現地は住宅の敷地となっております。申請によりますと、昭和34年に住宅を建築して現在まで使用されており、周辺も15ページの写真を見ていただくと宅地化しておりまして今後の農地復旧は見込めません。転用行為から20年以上が経過しており、現況からも非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野委員

写真と地図を見て分かるように農地復旧は不可能と思います。よろしく願いします。

議長

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について② をおはかりします。
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次の議案に移ります。

議案第5号 その他の件について
次回開催日について

議長

次回開催日は、令和2年1月7日(火) 午前10時から
会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

その他、総会で審議したいこと、何かありませんか。

ないようですので、これで12月定例総会を閉会いたします。